

平成28年6月20日
堺市上下水道局

岩室高地配水池造成工事の設計図書の訂正について（通知）

岩室高地配水池造成工事の設計図書（設計書、特記仕様書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みです。再度ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を下記のとおり訂正していただきますよう、お願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

<設計書>

- ・ 頁 0-0020
- ・ 頁 0-0030
- ・ 頁 0-0128（第 0-0070 号代価表）
- ・ 頁 0-0180（第 0-0110 号代価表）
- ・ 頁 0-0181（第 0-0111 号代価表）
- ・ 頁 0-0182（第 0-0112 号代価表）

<特記仕様書>

- ・ 再資源化等に係る特記仕様書（2 / 3）

2. 訂正内容

- ・ 頁 0-0020 9 行目

「トラック 2 t 積運転 運搬 18. 1 k m」を「トラック 2 t 積運転 運搬 32. 0 k m」に訂正

訂正前

4	木くず運搬・処分 木くず建設発生木材（横矢板・木製階段）					Y4999	単位数量：(1)
6	トラック 2 t 積運転 運搬 18. 1 k m	1	式				第0-0070号代価表
		9	回				

訂正後

4	木くず運搬・処分 木くず建設発生木材（横矢板・木製階段）					Y4999	単位数量：(1)
6	トラック 2 t 積運転 運搬 32. 0 k m	1	式				第0-0070号代価表
		9	回				

・ 頁 0-0030 6 行目

「仮設材の運搬 製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (×往復)」を「仮設材の運搬 製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (片道)」に訂正

6 行目の下に「仮設材の積込み・取卸し費 積込み及び取卸し (片道分)」の行を挿入

訂正前

4	仮設材運搬費				YZ000000003	単位数量:(1)
		388.771	t			
6	仮設材の運搬 製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (×往復)					第0-0110号代価表
		1	t			
3	安全費				YZ104001	
		1	式			
4	交通誘導警備員				YZ000000021	単位数量:(1)
		318	人日			

訂正後

4	仮設材運搬費				YZ000000003	単位数量:(1)
		388.771	t			
6	仮設材の運搬 製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (片道)					第0-0110号代価表
		1	t			
6	仮設材の積込み・取卸し費 積込み及び取卸し (片道分)					第0-0111号代価表
		1	t			
3	安全費				YZ104001	
		1	式			
4	交通誘導警備員				YZ000000021	単位数量:(1)
		318	人日			

・ 頁 0-0030 7 行目から頁 0-0032 2 行目まで各 1 行下げる

・ 上記の行の挿入に伴い頁 0-0030 9 行目を頁 0-0031 1 行目に下げ、「交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし」の備考欄「第 0-0111 号代価表」を「第 0-0112 号代価表」に訂正

訂正前

6	交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし					第0-0111号代価表
		1	人・日			

訂正後

6	交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし					第0-0112号代価表
		1	人・日			

・頁 0-0128 (第 0-0070 号代価表)

タイトル欄「トラック 2 t 積運転 運搬 18.1 km」を「トラック 2 t 積運転 運搬 32.0 km」に訂正

訂正前

第0-0070号代価表	トラック 2 t 積運転	運搬 18.1 km	頁0-0128
-------------	--------------	------------	---------

名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
運転手 (一般)		人			
軽油 小型ローリー渡し (4 kL積載車)		L			

訂正後

第0-0070号代価表	トラック 2 t 積運転	運搬 32.0 km	頁0-0128
-------------	--------------	------------	---------

名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
運転手 (一般)		人			
軽油 小型ローリー渡し (4 kL積載車)		L			

・頁 0-0180 (第 0-0110 号代価表)

タイトル欄「仮設材の運搬 製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (×往復)」を「仮設材の運搬 製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (片道)」に訂正

訂正前

第0-0110号代価表	仮設材の運搬	製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (×往復)	頁0-0180
-------------	--------	-------------------------------	---------

名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
仮設材運搬費	1.00	t			
諸雑費	1.00	式			

訂正後

第0-0110号代価表	仮設材の運搬	製品長 10 m 運搬距離 6.4 km (片道)	頁0-0180
-------------	--------	------------------------------	---------

名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
仮設材運搬費	1.00	t			
諸雑費	1.00	式			

・頁 0-0181 に第 0-0111 号代価表「仮設材の積み込み・取卸し費 積み込み及び取卸し (片道分)」を追加する。

- ・代価表の追加に伴い頁 0-0181 (第 0-0111 号代価表)「交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし」を頁 0-0182 (第 0-0112 号代価表)「交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし」に訂正する。

訂正前

第0-0111号代価表	交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし	頁0-0181			
名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
交通誘導警備員 B	1.00	人			

訂正後

第0-0112号代価表	交通誘導警備員 B 昼間勤務 交替要員なし	頁0-0182			
名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
交通誘導警備員 B	1.00	人			

- ・再資源化等に係る特記仕様書 (2 / 3)
建設発生木材の受入条件を訂正する。

訂正前

- ② 工事における特定建設資材廃棄物は、再資源化施設に搬入することとし、再資源化施設の名称、所在地、運搬距離及び受入条件は、次表のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化施設の 名称	所在地	運搬距離	受入条件
アスファルト・ コンクリート塊	新光開発 (株)	松原市大堀 4-536-1	14.4 km	最大寸法 30×30×30 cm以下 受入時間 7:00~17:00 受入休止日 日曜日(第1,第3)
コンクリート塊 (有筋・無筋)	栄運輸工業(株) 堺臨海営業所	堺市西区築港新町 1-5-29	14.9 km	最大寸法 制限なし 受入時間 8:00~17:00 受入休止日 日曜日・祝日
建設発生木材	関西商事(株)	泉北郡忠岡町新浜 2-8-16	18.1 km	最大寸法 制限なし 受入時間 8:00~18:00 受入休止日 日曜日・祝日

訂正後

- ② 工事における特定建設資材廃棄物は、再資源化施設に搬入することとし、再資源化施設の名称、所在地、運搬距離及び受入条件は、次表のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化施設の 名称	所在地	運搬距離	受入条件
アスファルト・ コンクリート塊	新光開発 (株)	松原市大堀 4-536-1	14.4 km	最大寸法 30×30×30 cm以下 受入時間 7:00~17:00 受入休止日 日曜日(第1,第3)
コンクリート塊 (有筋・無筋)	栄運輸工業(株) 堺臨海営業所	堺市西区築港新町 1-5-29	14.9 km	最大寸法 制限なし 受入時間 8:00~17:00 受入休止日 日曜日・祝日
建設発生木材	㈱田中凌濑工業	大阪市西淀川区大 野 3-7-144	32.0 km	最大寸法 角材は径 9cm、 長さ 400cm以下 受入時間 9:00~18:00 受入休止日 日曜日

本工事費

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
4 木くず運搬・処分 木くず幹	1	式			Y4999 単位数量 (1)
6 トラック2 t積運転 運搬35.8 km	6	回			第0-0068号代価表
6 処分費 木くず幹	11.685	t			
4 木くず運搬・処分 木くず根・枝葉	1	式			Y4999 単位数量 (1)
6 トラック2 t積運転 運搬25.6 km	8	回			第0-0069号代価表
6 処分費 木くず枝葉	2.580	t			
6 処分費 木くず根	12.218	t			
4 木くず運搬・処分 木くず建設発生木材(横矢板・木製階段)	1	式			Y4999 単位数量 (1)
6 トラック2 t積運転 運搬32.0 km	9	回			第0-0070号代価表

※※本工事費※※

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
2 共通仮設費(その他積上分)					YZ111
	1	式			
3 運搬費					YZ111001
	1	式			
4 重建設機械分解組立費					YZ000000001
	1	回			単位数量 (1)
6 重建設機械分解組立輸送費(往復) クローラクレーン系35超80t吊以下					
	1	回			第0-0109号代価表
4 仮設材運搬費					YZ000000003
	388.771	t			単位数量 (1)
6 仮設材の運搬 製品長10m 運搬距離6.4km(片道)					
	1	t			第0-0110号代価表
6 仮設材の積込み・取卸し費 積込み及び取卸し(片道分)					
	1	t			第0-0111号代価表
3 安全費					YZ104001
	1	式			
4 交通誘導警備員					YZ000000021
	318	人日			単位数量 (1)

※※本工事費※※

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
6 交通誘導警備員B 昼間勤務 交替要員なし	1	人・日			第0-0112号代価表
3 技術管理費	1	式			YZ106001
4 土質試験費	1	式			YZ000000032 単位数量 (1)
6 六価クロム溶出試験費	2	検体			
6 室内配合試験費	2	試料			
6 地盤の平板載荷試験 載荷板にかかる実荷重：50kN以内	3	箇所			
* 共通仮設費計 *					
※※純工事費※※					
現場管理費					

第0-0070号代価表

トラック 2 t 積運転

運搬 3 2 . 0 k m

頁0-0128

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	備 考
運転手 (一般)		人			
軽油 小型ローリー渡し (4kL積載車)		L			
トラック [普通] 2 t 積		時間			
諸雑費	1	式			
単位当り	1	回			

第0-0110号代価表

仮設材の運搬

製品長 10 m
運搬距離 6.4 km (片道)

頁0-0180

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	備 考
仮設材運搬費	1.00	t			
諸雑費	1.00	式			
単位当り	1	t			
A 製品長 (m)	=10	製品長 (m)			
B 片道運搬距離 (km)	=6.4	片道運搬距離 (km)			
C 運搬区分	=1	片道運搬 (搬入)			
D 深夜早朝割増の有無	=1	深夜早朝割増なし			
E 冬期割増の有無	=1	冬期割増なし			
F 有料道路利用料計上の有無	=2	有料道路利用料計上なし			
G その他諸料金計上の有無	=2	その他諸料金計上なし			

- ② 工事における特定建設資材廃棄物は、再資源化施設に搬入することとし、再資源化施設の名称、所在地、運搬距離及び受入条件は、次表のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	再資源化施設の 名称	所在地	運搬距離	受入条件
アスファルト・ コンクリート塊	新光開発（株）	松原市大堀 4-536-1	14.4 km	最大寸法 30×30×30 cm以下 受入時間 7：00～17：00 受入休止日 日曜日（第1, 第3）
コンクリート塊 （有筋・無筋）	栄運輸工業（株） 堺臨海営業所	堺市西区築港新町 1-5-29	14.9 km	最大寸法 制限なし 受入時間 8：00～17：00 受入休止日 日曜日・祝日
建設発生木材	（株）田中浚渫工業	大阪市西淀川区大 野 3-7-144	32.0 km	最大寸法 角材は径 9cm、 長さ 400cm以下 受入時間 9：00～18：00 受入休止日 日曜日

※上記②については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。ただし、受注者が上表に示す再資源化施設以外を選択する場合、再資源化に係る費用が当初設計における積算と比較して減額となるときは、実態に合わせて設計金額の変更を行うが、増額になるときは行わない。（現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。）

- (2) 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式（改正建設リサイクルガイドライン様式）により作成し、施工計画書に含め監督員に提出し、承諾を得ることとする。
- (3) 受注者は、建設リサイクル法第11条に基づく、堺市長に対する通知を行った旨の書面を監督員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督員と協議の上決定するものとする。
- (4) 建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。
- (5) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告するとともに、再資源化の実施状況に関する記録を作成、保存することとする。
- (ア) 工事の名称
 - (イ) 工事の場所
 - (ウ) 再資源化等が完了した年月日
 - (エ) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - (オ) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
 - (カ) 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書（改正建設リサイクルガイドライン様式1, 2）